

議員当選者

本部に連絡のあったものは左記の方々です。ご活躍を期待します。

県 議員

市 議員

市 議員

市 議員

市 議員

市 議員

市 議員

市 議員

市 議員

第1条

(名称および事務所) 本会は湘友会と称する事務所を湘南高等学校内に置く。

第2条

(会費) 本会は、湘南中学校、湘陽中学校および湘南高等学校の卒業生ならびにこれらの学校に關係ある者をもって組織し、卒業生およびこれに準ずる者を正会員とし、これらの学校の教職にあつた者および湘南高等学校の教職にある者を特別会員とする。

第3条

(目的) 本会は、会員相互の親和を図り、かねて湘南高等学校の成長発展に寄与することを目的とする。

第4条

(役員) 本会に下記の役員を置く。

第5条

(役員の選任) 顧問以外の役員は、總會において正会員の中から選任する。

第6条

(役員会) 会長は、本会を代表する。副会長は、支部長をもつてあつて、会長が欠けたときは会長に事故があるときは、役員会の決議によりあらかじめ定められた副会長がその職務を代行する。

第7条

(幹事) 会長は、会長の要請をうけた在任会員がなり業務を執行し、会計を掌り、会員相互の連絡にあつて、

第8条

参事は、会員のうち特に功績のあつたものである。

第9条

(会報) 本会は、毎年少くとも一回、会報を発行する。

第10条

(会員の義務) 正会員は、入会の際に入会金として一、〇〇〇円を納付するほか、毎年会費として一、〇〇〇円を納付しなければならない。

第11条

(規約の変更) この会則は、總會において出席者の三分の二以上の同意がなければ変更することができない。

湘友会会則

改正 昭和四十九年六月二三日

湘南紳士録(4)

林 幹 雄 (定2)
華麗なる転身



…荒間蒼海…

(音)

金 持 嘉 一 先生 外・会員14名
大 村 隆 一 先生 本部に連絡のもの
小 島 増 一 先生 あつたもの